介護支援専門員の氏名及びその登録番号」を「十九・二十（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十八条第一項中「十九　介護支援専門員の氏名及びその登録番号」を「十九・二十（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百四十条の十二第一項中「十七　介護支援専門員の氏名及びその登録番号」を「十七・十八（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百四十条の二十六第一項中「十七　介護支援専門員の氏名及びその登録番号」を「十七・十八（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百四十条の三十二第一項中「十六　介護支援専門員の氏名及びその登録番号」を「十六・十七（略）」に改め、同表改正後欄の介護保険法施行規則第百二十三条第一項中「（削る）十四（略）」を「十四・十五（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十一条第一項第十号中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十四号」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十一条の五第一項中「（削る）十四（略）」を「十四・十五（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十一条の六第一項中「（削る）十四（略）」を「十四・十五（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十一条の七第一項中「（削る）十三（略）」を「十三・十四（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十一条の八の二第一項中「（削る）十五（略）」を「十五・十六（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十一条の十三第一項第五号中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十四号」に改め、同項第六号中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十四号」に改め、同項第七号中「及び第十一号」を「、第十一号及び第十三号」に改め、同項第八号中「及び第十四号」を「、第十四号及び第十六号」に改め、同項第九号中「及び第十三号」を「、第十三号及び第十五号」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十二条第一項中「（削る）十三（略）」を「十三・十四（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十三条第一項中「及び第八号」を「、第八号及び第十三号」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十四条第一項中「（削る）十五（略）」を「十五・十六（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十五条中「及び第十三号」を「、第十三号及び第十五号」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十六条第一項中「（削る）十六（略）」を「十六・十七（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百三十七条第一項中「及び第十四号」を「、第十四号」に改め、「係るものを除く。）」の下に「及び第十六号」を加え、同欄の介護保険法施行規則第百三十八条第一項中「（削る）十六（略）」を「十六・十七（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百四十条の二の二第一項中「及び第十四号」を「、第十四号」に改め、「係るものを除く。）」の下に「及び第十六号」を加え、同欄の介護保険法施行規則第百四十条の十二第一項中「（削る）十四（略）」を「十四・十五（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百四十条の二十二第一項第十号中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十四号」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百四十条の二十五第一項中「（削る）十四（略）」を「十四・十五（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百四十条の二十六第一項中「（削る）十四（略）」を「十四・十五（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百四十条の三十第一項第二号中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十四号」に改め、同項第三号中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十四号」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百四十条の三十二第一項中「（削る）十三（略）」を「十三・十四（略）」に改め、同欄の介護保険法施行規則第百四十条の三十七第一項中「及び第八号」を「、第八号及び第十三号」に改める。

第二条の表改正前欄の健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則第百三十八条第一項中「十八　介護支援専門員の氏名及びその登録番号」を「十八・十九（略）」に改め、同表改正後欄の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則第百三十八条第一項中「（削る）十五（略）」を「十五・十六（略）」に改め、同欄の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則第百四十条中「及び第十一号」を「、第十一号及び第十五号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六十四号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十一条第三項、第十九条第二項及び第三十四条第四項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。